

岐阜県公報

第二千三百五十八号
平成二十四年六月二十九日

(金曜日)

目次

告示

土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定	(環境管理課)	四二二
介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定	(地域福祉国保課)	四二二
指定介護機関の廃止の届出	(同)	四二三
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	四二三
解除予定保安林とする旨の通知	(治山課)	四二四
道路の区域変更	(道路維持課)	四二四
道路の供用開始	(同)	四二五
公 示		
平成二十三年度個人情報開示等の実施状況	(法務・情報公開課)	四二五
平成二十三年度公文書公開の実施状況	(同)	四二七
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	四二八
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(同)	四二八
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業流通課)	四二九
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	(同)	四二九
県営土地改良事業計画の決定	(農地整備課)	四三〇
落札者等に関する公示	(図書館)	四三〇
平成二十四年度岐阜県警察官B採用試験の実施	(人事委員会)	四三〇

告示

岐阜県告示第二百九十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定する。

平成二十四年六月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 形質変更時要届出区域
 - 多治見市小田町五丁目七番一及び八三番一並びに六丁目一番一の一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称
 - 鉛及びその化合物

岐阜県告示第三百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第二項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年六月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
株式会社安全警備	羽島郡岐南町平成三一六六	福祉用具貸与	ハッピーサポート	羽島郡岐南町平成三一六六	平成二四・二・一
株式会社安全警備	羽島郡岐南町平成三一六六	特定福祉用具販売	ハッピーサポート	羽島郡岐南町平成三一六六	同
株式会社安全警備	羽島郡岐南町平成三一六六	介護予防福祉用具貸与	ハッピーサポート	羽島郡岐南町平成三一六六	同
株式会社安全警備	羽島郡岐南町平成三一六六	特定介護予防福祉用具販売	ハッピーサポート	羽島郡岐南町平成三一六六	同
原 智 紀	関市大平台一四八	居宅療養管理指導	恵みクリニック	関市大平台一四八	同
原 智 紀	関市大平台一四八	介護予防居宅療養管理指導	恵みクリニック	関市大平台一四八	同
至善株式会社	土岐市妻木町一六五八	訪問看護	訪問看護ステーション高井	土岐市妻木町一六五七	同
至善株式会社	土岐市妻木町一六五八	訪問看護	訪問看護ステーション高井	土岐市妻木町一六五七	同
医療法人悠信会	揖斐郡大野町黒野六四五一	通所リハビリテーション	介護老人保健施設ラポール	揖斐郡大野町大野九二四一	同
医療法人悠信会	揖斐郡大野町黒野六四五一	通所リハビリテーション	介護老人保健施設ラポール	揖斐郡大野町大野九二四一	同
医療法人悠信会	揖斐郡大野町黒野六四五一	短期入所療養介護	介護老人保健施設ラポール	揖斐郡大野町大野九二四一	同
株式会社ウイズダム	神奈川県横浜市神奈川区栄町六一	介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設ラポール	揖斐郡大野町大野九二四一	同
株式会社ウイズダム	神奈川県横浜市神奈川区栄町六一	居宅介護支援事業	ウイズダム	美濃市大矢田三二六四	平成二四・二・一〇
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一八七	訪問入浴介護	アースサポート中津川	中津川市栄町四二七	平成二四・二・二二
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一八七	訪問入浴介護	アースサポート中津川	中津川市栄町四二七	同

岐阜県告示第三百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃

止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年六月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称
たる事務所の所在地

サービスの種類

指定居宅介護事業所等の名称

指定居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

社会福祉法人関市社会福祉協議会

関市若草通二一

訪問介護

わかくさ介護ステーション 武儀

関市中之保五四三番地

平成二二・一一・三〇

社会福祉法人関市社会福祉協議会

関市若草通二一

訪問介護

わかくさ介護ステーション 武儀

関市中之保五四三番地

同

社会福祉法人関市社会福祉協議会

関市若草通二一

介護予防訪問介護

わかくさ介護ステーション ほらど

関市洞戸市場七七三番地

同

社会福祉法人土岐市社会福祉協議会

土岐市下石町一〇六〇番地

通所介護

ひだまり第2デイサービス センター

土岐市肥田町肥田二〇四二番地の二

平成二四・三・三一

社会福祉法人土岐市社会福祉協議会

土岐市下石町一〇六〇番地

介護予防認知症対応型通所介護

ひだまり第2老人デイサービス センター

土岐市肥田町肥田二〇四二番地の二

同

岐阜県告示第三百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名

称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年六月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称
たる事務所の所在地

サービスの種類

指定居宅介護事業所等の名称

指定居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

株式会社新生メディカル
 岐阜市宇佐南四 二〇
 訪問介護
 株式会社新生メディカル多
 治見営業所
 新 多治見市白山町一
 三〇一
 平成二四・二・一

株式会社新生メディカル
 岐阜市宇佐南四 二〇
 訪問介護
 株式会社新生メディカル多
 治見営業所
 旧 多治見市若松町二
 四九二
 同

株式会社新生メディカル
 岐阜市宇佐南四 二〇
 居宅介護
 支援事業
 株式会社新生メディカル多
 治見営業所
 新 多治見市白山町一
 三〇一
 同

社会福祉法人関市社会福祉
 協議会
 関市若草通二 一
 訪問介護
 新 わかくさ介護ステーション
 旧 わかくさ介護ステーション
 関市上之保一五〇一九
 番地
 平成二四・二・三

社会福祉法人関市社会福祉
 協議会
 関市若草通二 一
 介護予防
 訪問介護
 新 わかくさ介護ステーション
 旧 わかくさ介護ステーション
 関市上之保一五〇一九
 番地
 同

岐阜県告示第三三三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十四年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
 岐阜市上加納山四七〇二の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅
 「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三三四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年六月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	区域 変更 別前 後	敷地の幅 員 メー ト	延 長 メー ト	備 考
県道	恵大 那湫 線	同 市 一 二 二 九 二 番 四 地 先 々 ま だ で	後	前 三・六 二四・八	六六〇	
		恵那市長島町久須見字九 枝一五五六番一〇地先か ら				

岐阜県告示第三百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年六月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延 長 メー ト	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 又は 決定 の 日 告 示 年 月 日 ほ か）
一般 国道	号 百五十七	本巣市根尾門脇字祇園野二〇 八番三地先から 同 市根尾越卒字吉田三九〇 番五地先まで	一〇五〇	平成 二四・六・二九	平成 二二・二・二五 二〇・二・二六

岐阜県告示第三百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年六月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延 長 メー ト	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 又は 決定 の 日 告 示 年 月 日 ほ か）
一般 国道	二百四十 八号	関市倉知字砂利洞二四一五番 七地先から 同 市同 字佃二五〇七番一 地先まで	三六〇	平成 二四・七・三	平成 二五・一・二七

公 示

平成二十三年度個人情報の開示等の実施状況

岐阜県個人情報保護条例（平成十年岐阜県条例第二十一号）第二十九条の規定により平成二十三年度における個人情報の開示等の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十四年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

1 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況

（単位：件）

	個人情報総合窓口	計
開示請求	17	142
訂正請求	0	2
利用停止請求	0	0

2 開示請求の内訳

(単位：件)

実施機関	件数	実施機関	件数
知事直轄	1	議	0
総務部	7	教育委員会	0
総合企画部	0	選挙管理委員会	0
環境生活部	3	人事委員会	0
健康福祉部	14	監査委員会	0
商工労働部	0	公安委員会	0
農政部	7	警察本部長	37
林政部	0	労働委員会	0
県土整備部	1	収用委員会	0
都市建設部	3	内水面漁場管理委員会	0
さろ清流国体推進局	0	小計	37
出納事務局	0	岐阜県総合医療センター	36
振興局	0	岐阜県立多治見病院	31
		岐阜県立下呂温泉病院	2
		地方独立行政	

		法人等	岐阜県立看護大学	0
		小	計	69
小	計	合計	計	142

3 決定等の状況

(1) 開示請求

(単位：件)

区分	開示	部分開示	非開示 (不存在)	取下げ	計
件数	87	32	21 (0)	2	142

(2) 訂正請求

(単位：件)

区分	訂正	部分訂正	非訂正	その他	計
件数	0	0	2	0	2

4 不服申立ての状況

(単位：件)

不服申立件数	処理	棄却	却下	取下げ	審理中
前年度からの繰越	全部認容	一部認容	棄却	却下	
本年発生	全部認容	一部認容	棄却	却下	
1	7	0	0	0	5

5 個人情報取扱事務の登録状況

(単位：件)

実施機関	件数	実施機関	件数
知事直轄	93	議	11
総務部	58	教育委員会	223
総合企画部	35	選挙管理委員会	29

環境生活部	317	政 務 員 会	人 事 委 員 会	12
健康福祉部	531	監 査 委 員 会	監 査 委 員 会	5
商工労働部	255	公 安 委 員 会	公 安 委 員 会	4
農 政 部	204	警 察 本 部 長	警 察 本 部 長	133
林 政 部	126	労 働 委 員 会	労 働 委 員 会	6
県土整備部	102	収 用 委 員 会	収 用 委 員 会	1
都 市 建 築 部	134	内水面漁場管理委員会	内水面漁場管理委員会	3
ぎふ清流国体推進局	25	小 計	小 計	427
出 納 事 務 局	16	岐阜県総合医療センター	岐阜県総合医療センター	32
		岐阜県立多治見病院	岐阜県立多治見病院	33
		岐阜県立下呂温泉病院	岐阜県立下呂温泉病院	31
		岐阜県立看護大学	岐阜県立看護大学	21
小 計	1,896	小 計	小 計	117
		合 計	合 計	2,440

(注) 1 1～3における件数は、平成23年度に実施機関が開示等の決定を行った件数(取下げがあったものを含む。)である。
 2 5における件数は、平成24年4月1日現在の件数である。

平成二十三年度公文書公開の実施状況

岐阜県情報公開条例(平成十二年岐阜県条例第五十六号)第二十七条の規定により平成二十三年度における公文書公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十四年六月二十九日

岐阜県知事 田 淵

1 請求者別の状況

(単位：件)

区	分	件数
個	人	531
事業を営む個人及び法人その他団体		787
合 計		1,318

2 実施機関別の状況

(単位：件)

実 施 機 関	件 数	実 施 機 関	件 数
知 事 直 轄	10	議 会	2
総 務 部	53	教 育 委 員 会	20
総 合 企 画 部	23	選 挙 管 理 委 員 会	8
環 境 生 活 部	103	人 事 委 員 会	2
健 康 福 祉 部	223	監 査 委 員 会	0
商 工 労 働 部	54	公 安 委 員 会	0
農 政 部	62	警 察 本 部 長	223
林 政 部	22	労 働 委 員 会	1
県 土 整 備 部	253	収 用 委 員 会	1
都 市 建 築 部	209	内水面漁場管理委員会	0
ぎふ清流国体推進局	10	小 計	257
出 納 事 務 局	1	岐阜県総合医療センター	2
振 興 局	33	岐阜県立多治見病院	2

小	計	1,056	立行政法人		計
			岐阜県立下田温泉病院	1	
小	計	5	岐阜県立看護大学	0	計
			小	計	
小		計	1,318	計	

3 決定等の状況

(単位：件)

区分	公開	部分公開	非公開(うち不存在)	取下げ	計
件数	798	352	133(67)	35	1,318

4 不服申立ての状況

(単位：件)

不服申立件数	処	理	件	数	備
前年度からの繰越	本年発生	全部認可	一部認可	棄却	却下
12	13	0	0	2	0
					取下げ
					0
					0
					23

(注) 1 1～3における件数は、平成23年度に実施機関が公開・非公開の決定を行った件数(取下げがあったものを含む。)である。

2 4における処理(取下げを除く。)は、岐阜県情報公開審査会において審申を行った件数である。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年六月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十四年六月八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人障害をもつ子供の家族会

三代表者の氏名 日比 ゆかり

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市則武西一丁目一七番一四号

五 定款に記載された目的 この法人は、自立支援を必要とする障害者に対して障害者基本法の理念にのっとり、その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、公的扶助の受給申請等の助言、介護施設等の斡旋、就労支援の事務処理の受託に関する事業を行い、社会的弱者の人権擁護を図ることに、健康で文化的、快適な生活の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年六月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十四年六月八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜いのちの電話協会

三代表者の氏名 杉田 憲夫

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市大福町八丁目三三番地

五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜いのちの電話協会のボランティア相談員が、心の危機に直面し、助けと励ましを求めている人々に電話による対話の場を提供し、その人が自らの危機を克服し健全な社会人として生活できるよう援助する事業を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年六月二十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年六月十五日

二 届出者の氏名又は名称

カワボウ株式会社

三 建物の名称及び所在地

マーサ21（MASA21）

岐阜市正木中一丁目二番一号

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前九時（年間十日） 午前八時

（変更後）午前七時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三〇分～午後二十三時三〇分（年間十日） 午前七時三〇分から

（変更後）午前六時三〇分～午後二十三時三〇分

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年六月二十六日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）フレスポ高山

高山市天満町一丁目四番 外

二 意見の概要

高山市長の意見

- ・ 交通整理員の配置や誘導看板の設置など、円滑な道路交通の確保に努めること。
- ・ 出店計画地は通学路に隣接していることから、来場車両等の通行に際しては、児童、生徒の安全確保に配慮すること。
- ・ 騒音の発生や影響が小さくなるよう、周囲に影響を及ぼす事の少ない機械設備等の設置をすすめるとともに、不必要なアイドリングや荷捌き作業時における騒音の発生を抑制するよう関係者への周知・教育に努めること。

（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年六月二十九日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

大垣ステーションビルアピオ

大垣市高屋町二丁目一三〇 二 外
 二 意見の概要
 意見なし(届出事項 変更)

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
森 部 地 区	安 八 町 役 場	平成二四・六・二九から 同 七・三〇まで

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十四年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品等の名称及び数量 岐阜県図書館で使用する電気 1,533,687kWh
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成24年 3月29日
- 4 落札者を決定した日 平成24年 5月 8日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市長区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長 水野 明久

- 6 落札金額 31,409,467円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
 (1) 部署の名称 岐阜県図書館総務課
 (2) 所 在 地 岐阜市丹波4丁目2番1号

平成二十四年度岐阜県警察官B採用試験の実施

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十八条第一項の規定により、平成二十四年度岐阜県警察官B採用試験を次のとおり実施します。

平成二十四年六月二十九日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

- 一 この試験は、岐阜県警察官を採用するために行います。
 試験名、試験区分及び採用予定人員

試 験 名	試 験 区 分	採 用 予 定 人 員
警察官採用試験	警察官B(男性)	五十人程度
	警察官B(女性)	十人程度

二 職務内容

警察官は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の職務に従事します。

三 受験資格

試 験 区 分	取 扱 資 格
警察官B(男性) 警察官B(女性)	平成二十四年四月一日における年齢が十七歳以上三十一歳未満の者。ただし、大学を卒業した者及び平成二十五年三月までに卒業する見込みの者(人事委員会がこれと同等と認めざる者を含む。)を除く。

ただし、次の各号いずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 志望する県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

四 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成二十四年九月十六日（日）午前八時三十分から、岐阜市、多治見市及び高山市において行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

高校卒業程度の一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を二時間にわたって行います。

(2) 作文試験

文章による表現力、思考力等について試験を行います。
なお、この試験は第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

平成二十四年九月二十七日（木）（予定）に、県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十四年十月中旬から十月下旬（予定）までの間に、岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 身体検査

次の基準により、職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて検査を行います。

検査項目	検査		基準
	警察官 B（男性）	警察官 B（女性）	
身長	一六〇センチメートル以上であること。	一五五センチメートル以上であること。	おおむね四五キログラム以上であること。
体重	四七キログラム以上であること。		
胸囲	七八センチメートル以上であること。		
視力	両眼とも、裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。		
色覚	職務遂行に支障がないこと。		
その他	職務遂行に支障のない身体的状況であること。		

(2) 体力検査

敏しう性、柔軟性、筋力及び持久力について検査を行います。

（検査予定種目）五指関節、開眼片足立ち、反復横跳び、立ち幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ、握力、二十メートルシャトルラン（

(3) 口述試験

人物について個別面接による試験を行います。

(4) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(5) 身体精密検査

職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います（所定の身体検査書の提出を求めます。）。

3 最終合格者発表

第一次試験及び第二次試験の成績、受験資格等の調査結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十四年十一月下旬（予定）に県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に合否の結果を通知します。

五 合格から採用まで

1 この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登録された上、警察本部長からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成二十五年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また名簿に登録された者が全て採用されるとは限りません。

2 採用決定後は警察学校に入校し、十か月間の初任教養を受けた後、それぞれの任地で勤務に就きます。

六 給与等

平成二十四年度新規採用者の給料月額額は、短大卒業業者で十八万三千二百円、高校卒業業者で十六万八千四百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

七 他県と共同で実施する採用試験

岐阜県では、愛知県の依頼を受け、共同して警察官B（男性）採用試験を実施します。

愛知県の警察官を志望する場合は、愛知県を第一志望先又は第二志望先に選択することができません。ただし、愛知県を第一志望先とした場合は、岐阜県を第二志望先にすることはできません。

なお、愛知県は、岐阜県と「三 受験資格」の年齢（愛知県は、昭和五十七年四月二日から平成七年四月一日までに生まれた者）及び「六 給与等」において異なっています。

また、愛知県の採用予定人員は若干人で、採用予定年月日は平成二十五年四月一日です。

八 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県警察本部警務課、県内の各警察署、岐阜県東京事務所、県内の各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）等で配布するほか、岐阜県庁ホームページから入手することもできます。

また、申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県警察本部警務課へ請求してください。

2 受験申込の方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県警察本部警務課へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に受験を希望する試験区分（「警察官B（男性）受験」又は「警察官B（女性）受験」）を朱書きし、特定記録郵便又は簡易書留郵便により、〒五〇〇 八五〇一（住所不要）岐阜県警察本部警務課宛郵送してください。

なお、申込受付後に受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十四年八月三日（金）から八月二十一日（火）までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、八月二十一日（火）までの消印があるものに限り受け付けます。

九 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

十 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係（電話〇五八二七二 八七九六）、岐阜県警察本部警務課（電話〇五八 二七一 二四二四 内線二六三三）又は県内の各警察署へ問い合わせてください。

平成二十四年六月二十九日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社